

住宅都市局総合評価落札方式による入札実施要領（建築設計業務用）

（趣旨）

第1条 この要領は、住宅都市局が発注する建築設計業務委託契約において、総合評価落札方式による入札を実施するために必要な事項を定める。この要領は、公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として実施する総合評価落札方式による入札を対象とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 総合評価落札方式 公共工事の品質確保の促進を図ることを目的に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する価格その他の条件が、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 自己評価型 前号に規定する方式による入札のうち、入札者が自ら評価を行い、その結果を用いて落札候補者を決定する方法をいう。
- (3) 局要綱 住宅都市局契約事務手続要綱（22住総第2号）をいう。
- (4) 市要綱 名古屋市契約事務手続要綱（17財監第66号）をいう。
- (5) 総合評価委員 住宅都市局総合評価委員選任要領（建築設計業務用）に基づく住宅都市局総合評価委員をいう。
- (6) 技術提案等 技術提案、同種・類似設計の実績、業務委託成績及び社会性等をいう。
- (7) 技術提案等資料 技術提案等を評価・確認するための資料をいう。
- (8) 評価基準等 技術提案等を評価するための、評価項目、評価基準及びその配点並びにその他評価に必要な事項をいう。
- (9) 市評価加算点 入札者の技術提案等について、あらかじめ設定した評価基準等に基づき、局長が算出した加算点をいう。

（実施方式）

第3条 総合評価落札方式（建築設計業務）の実施方式は、次に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- (1) 簡易型 同種・類似設計の履行実績、業務委託成績及び社会性等と入札価格を総合的に評価するもの。原則、自己評価型を適用する。
- (2) 標準型Ⅰ 技術的工夫の余地がある建築設計について、技術提案、同種・類似設計の履行実績、実務経験及び社会性等と入札価格を総合的に評価するもの。
- (3) 標準型Ⅱ 本市の実績の少ない若手技術者の参入を促進するため、技術的工夫の余地がある建築設計について、技術提案、同種・類似設計の履行実績、配置予定技術者の若手技術者の配置、実務経験及び社会性等と入札価格を総合的に評価するもの。

（入札公告に掲げる事項）

第4条 住宅都市局長は、総合評価落札方式による入札を実施する場合は、市要綱第4条第1項各号に規定する事項に加えて、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式により一般競争入札を実施すること
- (2) 評価基準等に関すること
- (3) 総合評価及び落札者の決定方法に関すること

(評価基準等の設定)

- 第 5条 住宅都市局長は、技術提案等を評価するため、あらかじめ評価基準等を設定する。
- 2 評価基準等の設定にあたっては、第3条に規定する実施方式に応じて、技術提案、企業の設計実績、配置予定技術者の設計実績、地域貢献・地域精通度及び本市施策への貢献などの評価分野を設定し、当該分野ごとに、実施建築設計業務候補の設計の種類、規模、履行内容などの特性に応じて、評価項目、評価基準及びその配点を設定する。(別紙「評価項目の設定例」を参照)ただし、「政府調達に関する協定」の対象となる設計業務については、事業所の所在地条件の設定ができないことから地域貢献・地域精通度などの評価項目の設定については十分考慮すること。
 - 3 評価基準等の設定にあたっては、2人以上の総合評価委員から意見を聴かなければならない。
 - 4 前項の意見聴取は個別の実施建築設計業務委託ごとに行うものとする。ただし、住宅都市局長は、総合評価委員の意見を聴いた上で、実施建築設計業務に共通して設定することができる評価基準等(以下「共通評価基準等」という。)を定めることができ、この場合において、個別の実施建築設計業務に共通評価基準等を適用しようとするときは、当該共通評価基準等に係る個別の意見聴取は要しないものとする。

(総合評価及び落札者の決定方法)

- 第 6条 住宅都市局長は、総合評価落札方式による入札の実施にあたっては、次の式によって算出する総合評価値をもって入札者の評価を行う。当該総合評価値の算出にあたっては、入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とする(以下同じ)。

なお、入札価格が据置価格を下回った場合は、入札価格にかえて据置価格を代入して算出する。据置価格は名古屋市低入札価格調査要領第 2条により定められた調査基準価格とする。

$$\text{総合評価値} = (\text{評価点} / \text{入札価格}) \times 10,000,000$$

- 2 前項に定める評価点とは、次に掲げる標準点と加算点の合計をいう。
 - (1) 標準点 入札者に一律に付与する得点をいう。
 - (2) 加算点
 - ア 簡易型の場合 入札者の技術提案等について、あらかじめ設定した評価基準等に基づき入札者が算出し、入札書に記載した得点(以下「自己評価加算点」という。)をいう。

ただし、技術提案等資料を提出した者にあつては市評価加算点の各評価分野の得点と、自己評価加算点申告表(入札者が自己評価加算点の評価分野ごとの内訳を記載し、入札時に提出するもの)に記載された各評価分野の得点を評価分野毎に比較し、いずれか低い得点の合計点をいう。
 - イ 標準型の場合 市評価加算点をいう。
- 3 住宅都市局長は、次の各号に掲げる条件を満たす入札者のうち、第 1項により算出した総合評価値の最も高い者を落札者として決定する。
 - (1) 入札価格が予定価格(消費税及び地方消費税を除いた価格とする。以下同じ。)以下であること。
 - (2) 総合評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていないこと。
$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 10,000,000$$
- 4 前項の落札者の決定において、総合評価値の最も高い者が 2者以上あるときは、次の方法により落札者を決定する。

- (1) 評価点が高い者を上位とする。
- (2) (1)が同点であった場合は、入札価格が低い者を上位とする。
- (3) (2)が同額であった場合は、くじにより決定する。
- 5 入札後資格確認型一般競争入札を行う場合は、本条における「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

(簡易型における申請書等の提出及び落札者の決定)

第7条 簡易型の場合、落札候補者は、落札候補者決定通知を受けた後、資格確認申請書及び技術提案等資料（以下「申請書等」という。）を提出する。住宅都市局長は、提出された技術提案等資料により市評価加算点を算出し、自己評価加算点及び市評価加算点により、加算点を算出する。

- 2 前項により算出した加算点が自己評価加算点を下回る場合、住宅都市局長は、総合評価値を再度算出する。その結果、別の入札者を落札候補者とすべき場合には、落札候補者決定を取り消し、新たに総合評価値の最も高くなった者を落札候補者として決定した上で、前項の手続きを行う。
- 3 住宅都市局長は、前二項により、総合評価値の最も高い落札候補者を確認した上で、その者の申請書等を確認し、落札者として決定する。
- 4 住宅都市局長は、必要があると認める時は、申請書等を提出した者に対して、説明を求めるとともに、必要な指示をすることができる。

(標準型における評価及びヒアリング)

第8条 標準型の場合、住宅都市局長は、あらかじめ入札公告及び入札説明書で示された評価基準等に基づき、当該入札者の技術提案等を評価して加算点を決定する。

- 2 前項に掲げる技術提案等の評価及び加算点の決定にあたっては、総合評価委員の意見を聴かなければならない。
- 3 住宅都市局長は、入札者の技術提案等を評価する場合においては、必要に応じて入札者に対して、提出された技術提案等資料について、ヒアリングを実施するとともに、必要な指示をすることができる。

(入札が無効となる場合)

第9条 次の各号において、いずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 申請書等を提出しない者のした入札。
- (2) 申請書等の作成に際し、不正が行われたと認められる場合。
- (3) 簡易型の場合で、入札書に自己評価加算点申告書の提出がない者のした入札。

(技術提案等の内容の契約図書への明示)

第10条 住宅都市局長は、契約の締結にあたり、落札者が提示した技術提案等のうち、当該設計に関する提案内容について、契約上履行すべき事項である旨を、契約図書において明示する。

(評価結果等の公表)

第11条 住宅都市局長は、総合評価落札方式による入札を実施した場合は、市要綱第72条第1項に規定する事項に加え、入札者の次の各号に掲げる事項を、原則として契約締結後（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年名古屋市長

例第43号) 第 2条に定める議会の議決に付すべき契約を行う場合は(仮契約締結後) 速やかに公表する。

(1) 標準点

(2) 自己評価加算点 (簡易型の場合のみ)

(3) 加算点

(4) 評価点

(5) 総合評価値 (公表にあたっては、小数点第5位以下を切捨てる。)

2 前項の規定は、前項各号に掲げる事項を落札者決定後に公表することを妨げるものではない。

(評価理由の説明)

第12条 入札者は、第11条第 1項に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して 7日 (名古屋市の休日を定める条例 (平成 3年名古屋市条例第36号) 第 2条第 1項に定める休日を含まない。) 以内に、当該入札者本人における技術提案等の評価の理由について、住宅都市局長に対して書面 (様式自由) により説明を求めることができる。

2 住宅都市局長は、前項の請求があった日の翌日から起算して原則として10日以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(技術提案等が不履行になった場合の違約金等)

第13 住宅都市局長は、契約の締結にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により技術提案等が不履行になった場合に受注者が支払わなければならない違約金について、契約書に記載しなければならない。

2 前項の違約金の額は、次の式によって算出する額とする。

違約金の金額 = 当初の委託代金額 × (1 - 技術提案等に基づく評価点について実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した点数 / 技術提案等に基づく評価点)

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式による入札の実施に関して必要な事項は、住宅都市局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

評価項目の設定例（簡易型）

評価分野	評価項目	配点
企業の設計実績	(1) 過去15年間の同種・類似設計の履行実績	
	(2) 過去3年間の業務委託成績評定点の平均点	
	(3) ISO9001の認証取得状況	
配置予定技術者の設計実績	(1) 配置予定技術者の過去15年間の同種・類似設計の履行実績	
	(2) 過去3年間の配置予定技術者の業務委託成績評定点の平均点	
	(3) 過去1年間のCPD取得実績	
地域貢献・地域精通度	(1) 本市内における本店・支店等の有無	
	(2) 過去1年間の災害協定等の締結等	
	(3) 本市内におけるボランティア活動実績の有無	
本市施策への貢献	(1) 環境配慮の取組み	
	(2) 障害者の雇用状況	
	(3) 子育て支援の取組み	
	(4) 女性の活躍の取組み	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	

評価項目の設定例（標準型 I）

評価分野	評価項目	配点
企業の設計実績	(1) 過去 1 5 年間の同種・類似設計の履行実績	
	(2) ISO9001の認証取得状況	
配置予定技術者の設計実績	(1) 配置予定技術者の過去 1 5 年間の同種・類似設計の履行実績	
	(2) 配置予定技術者の実務経験	
	(3) 過去 1 年間のCPD取得実績	
地域貢献・地域精通度	(1) 本市内における本店・支店等の有無	
	(2) 過去 1 年間の災害協定等の締結等	
	(3) 本市内におけるボランティア活動実績の有無	
本市施策への貢献	(1) 環境配慮の取組み	
	(2) 障害者の雇用状況	
	(3) 子育て支援の取組み	
	(4) 女性の活躍の取組み	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	
技術提案	(1) 技術提案の的確性	
	(2) 技術提案の実現性	

評価項目の設定例（標準型Ⅱ）

評価分野	評価項目	配点
企業の設計実績	(1) 過去15年間の同種・類似設計の履行実績	
	(2) ISO9001の認証取得状況	
配置予定技術者の設計実績	(1) 配置予定技術者に若手技術者を配置	
	(2) 配置予定技術者の実務経験	
	(3) 過去1年間のCPD取得実績	
地域貢献・地域精通度	(1) 本市内における本店・支店等の有無	
	(2) 過去1年間の災害協定等の締結等	
	(3) 本市内におけるボランティア活動実績の有無	
本市施策への貢献	(1) 環境配慮の取組み	
	(2) 障害者の雇用状況	
	(3) 子育て支援の取組み	
	(4) 女性の活躍の取組み	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	
技術提案	(1) 技術提案の的確性	
	(2) 技術提案の実現性	

総合評価落札方式による契約に関する特約条項

(総合評価落札方式に係る技術提案等の履行の報告)

第1条 受注者は、この契約の入札時に行った技術提案等（以下「技術提案等」という。）の履行について、発注者が指定した様式により発注者に報告しなければならない。

(技術提案等が不履行になった場合の違約金)

第2条 受注者の責めに帰すべき事由により技術提案等について全部又は一部が不履行になった場合、受注者は発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次の式により算出する。

違約金の金額＝当初の委託代金額×(1－技術提案等に基づく評価点について実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した点数／技術提案等に基づく評価点)

様式

自己評価加算点申告表

年 月 日

入札参加者

委託件名

評価分野	自己評価加算点	市評価加算点	加算点
企業の設計実績			
配置予定技術者の設計実績等			
地域貢献・地域精通度			
本市施策への貢献			
合計			

- ※ 入札参加者は、自己評価加算点（太枠内）を記入してください。
- ※ 評価分野ごとの得点を合計した値と合計の値が一致しているか、確認してください。
- ※ 本様式を、電子入札システムで添付してください。

自己評価加算点申告表

年 月 日

入札参加者名を記入してください。

入札参加者

[Blank input field for bidder name]

委託件名

[Blank input field for project name]

委託件名を記入してください。

評価分野	自己評価加算点	市評価加算点	加算点
企業の設計実績	／10		
配置予定技術者の設計実績等	／12		
地域貢献・地域精通度	／6		
本市施策への貢献	／2		
合計	／30		

自己評価加算点の欄に評価分野毎の自己評価加算点を記入し、加算点計を記入してください。
EXCELファイルを利用された場合は、自動的に加算点計が表示されます。
(市評価加算点及び加算点の欄は、名古屋市が使用しますので、記入しないで下さい。)

- ※ 入札参加者は、自己評価加算点（太枠内）を記入してください。
- ※ 評価分野ごとの得点を合計した値と合計の値が一致しているか、確認してください。
- ※ 本様式を、電子入札システムで添付してください。